「野焼き」は原則禁止されています!

今年、昨年と野焼き(野外焼却)が原因となる火災が相次いで発生していますが 野焼きは、法令により原則、禁止されています。 ■

- 1 野焼きの例外として認められている主なものは以下のとおりです。 実施する場合は、消火準備をするとともに、風が強い場合は中止してください。
 - (1) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
 - (2) たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの
 - (3) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
- (注) 近隣住民から苦情が寄せられた場合は、中止してください。

2 『火入れ』とは

森林又は森林に隣接している周囲1kmの範囲にある原野、田畑、荒廃地その他の土地で、その土地にある立木や立竹、雑草、堆積物を面的に焼却する行為であり、市長の許可が必要です。詳しくは、串間市役所農地水産林政課(72-1111)へお問い合わせください。



「火入れ」を実施する場合は、動噴等の消火準備をしてください。

強風注意報が発表されている場合には実施すること ができません。

串間市消防本部